

平成24年川俣町議会第1回臨時会会議録

平成24年川俣町議会第1回臨時会は、1月27日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村 上 源 吉 君	2 番 高 橋 道 弘 君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋 原 利 光 君	5 番 高 橋 道 也 君	6 番 菅 野 清 一 君
7 番 菅野意美子君	8 番 菅 野 正 彦 君	9 番 黒 沢 敏 雄 君
10 番 佐藤喜三郎君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石 河 清 君	14 番 遠 藤 宗 弘 君	15 番 斎 藤 博 美 君
16 番 新 関 善 三 君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 川 道 郎 君	副 町 長	永 田 嗣 昭 君
総 務 課 長	高 橋 清 美 君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高 橋 良 之 君	会 計 管 理 者	佐 藤 修 一 君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢 井 一 雄 君
産 業 課 長	沢 口 進 君	こども教育課長	仲 江 泰 宏 君
教 育 長	神 田 紀 君	総務課長補佐	大 内 彰 君
生涯学習課長	松 本 康 弘 君		

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 光 正	書 記	橋 本 文 雄
--------	---------	-----	---------

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案理由の説明

議案第 1 号 川俣町税条例の一部を改正する条例

追加日程

発議第20号 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束宣言の撤回を求める意見書
派遣議員について

◎開会及び開議の宣告

○議長（新関善三君） 平成24年第1回川俣町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、16名です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成24年第1回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午後4時45分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において9番議員 黒沢敏雄君、10番議員 佐藤喜三郎君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで、暫時休議いたします。（午後4時46分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。（午後5時34分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第3，町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 本日、ここに、平成24年第1回川俣町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、議案が1件でございます。これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、この間の原子力災害対策について、ご報告を申し上げます。

はじめに、町民の健康管理につきましては、原子力災害による放射線の影響を踏まえ、将来にわたる健康管理を目的とした「県民健康管理調査」により、前段の基

本調査から現在は詳細調査が行われております。

先日、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターから、検診に関するお知らせが各家庭へ送付されておりますが、これは、詳細調査として行動記録調査の回答の有無を問わず、3月までに6日間行われることとなっております。

また、こころの健康度・生活に関する調査、妊産婦に関する調査も現在、郵送により実施されております。

町が独自に行っております「ホールボディカウンター」による検査も、昨年11月23日から幼稚園児・保育園児の検査を行い、3月上旬までには小学生、中学生に至までの検査を終えることになっております。

今後におきましても、ホールボディカウンターによる検査をはじめ、食物などから体内に取り込まれる放射性物質の推定など、県の健康管理調査の業務を受託している県立医大をはじめ、公的病院なども視野に入れながら、長期間の内部被ばくの影響調査など、日常的な検査体制の確立を目指してまいりたいと考えております。

次に、除染対策について申し上げます。山木屋坂下地区のモデル除染実証事業は、得られた個々の除染技術の効果、適用可能性等の知見について、現在、順次とりまとめられつつあります。また、山木屋地区の農地の除染モデル事業につきましても、細畑地区、日向地区それぞれ約5ヘクタールを平成23年度の農水省の事業として行うこととなりました。昨年12月28日、山木屋地区が汚染廃棄物対策地域・除染地区地域に指定され、昨日、その工程表が発表され、新年度からは国による本格的な除染が進められることとなりましたので、これらの実証事業の結果を踏まえ、早期復帰へ向けた確実な除染を行うよう、更に国へ求めていく考えであります。

また、山木屋地区を除く川俣町全地域におきましても、汚染状況重点調査地域に指定されており、町除染計画に基づき町民皆様のご理解をいただき、除染作業を町が主体となって実施することといたしております。

本格除染に向け、専門家のご指導と、1月に開設された環境省福島環境再生事務所とともに十分に連携を図りながら、4月からの本格的な除染事業を進めてまいりたいと考えております。

それでは、提出議案の要旨について、ご説明申し上げます。

議案第1「川俣町税条例の一部を改正する条例」は、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税に関する暫定措置法の一部を改正する法律、及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が、それぞれ平成23年12月2日に公布されたことに伴い、町税条例を改正しようとするものでございます。

なお、個人の町民税の均等割の500円の増額については、今回の条例改正を行うこととしますが、平成26年度の適用に当たっては、原子力発電所事故被災地となってしまった本町の状況を鑑み、減免に係る措置について対応していく考えであります。

以上で提出議案の要旨の説明といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第４，議案第１号「川俣町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 議案第１号 川俣町税条例の一部を改正する条例
川俣町税条例の一部を次のように改正する。

第９５条中「４，６１８円」を「５，２６２円」に改める。

附則第９条を次のように改める。

第９条 削除

附則第１６条の２第１項中「２，１９０円」を「２，４９５円」に改める。

附則第２２条第１項中「この条において」を「この項において」に、「」について
は」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第３項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。
以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成２４年度以後の年度分」の次に「で
当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成２３
年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中
「第１項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条
において」を「この項において」に、「平成２３年」を「当該親族資産損失額が生じ
た年」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を削り、同条第５項を同条第３項
とする。

附則第２４条の次に次の１条を加える。

（個人の町民税の税率の特例等）

第２５条 平成２６年度から平成３５年度までの各年度分の個人の町民税に限り、
均等割の税率は、第３１条第１項の規定にかかわらず、同項に規定する額に５００円
を加算した額とする。

２ 前項の規定の適用がある場合における第３２条の規定の適用については、「前条
第１項の額」とあるのは、「前条第１項の額に５００円を加算した額」とする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

（１）附則第９条の改正規定 平成２５年１月１日

（２）第９５条の改正規定及び附則第１６条の２第１項の改正規定 平成２５年４月
１日

(町民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の町税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の町税条例附則第9条に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

平成24年1月27日提出

川俣町長 古川 道郎

(提案理由)

「経済社会の構造の変化に対応した税割の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税に関する暫定措置法の一部を改正する法律」等の公布に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

本議案は、町税条例の一部を改正することにつきまして、議決を求めるものであります。これは、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）が、それぞれ平成23年12月2日に公布されましたことに伴いまして、町税条例を改正しようとするものでございます。

その内容について申し上げます。まず、本則の改正であります。第95条につきましては、たばこ税の税率を現行1,000本当たり4,618円を5,262円に改正しようとするもので、平成25年4月1日施行。

次に、制定附則の改正であります。附則第9条、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等、規定につきましては、当該特例制度の廃止によりまして削除するもので、平成25年1月1日施行。

同じく附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例でございます。いわゆる旧3級品のたばこに課するたばこ税を現行1,000本当たり2,190円を2,495円に改正しようとするもので、平成25年4月1日施行。

第22条の改正は、文言の整理。

第25条は、個人の町民税の税率の特例を新設するもので、平成26年度から35年度まで均等割の税率は、本則に規定する額に500円を加算した額とするものであります。

次に、改正附則につきましては、第1条で施行日を。第2条で町民税に関する経過措置。第3条で、町たばこ税に関する経過措置を定めております。

以上、議案第1号、川俣町税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し

上げました。

○議長（新関善三君）　これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番　遠藤君。

○14番（遠藤宗弘君）　この条例改正なんですけど、国の法律が変わったから条例を改正せざるを得ないということであるわけですが、やはり川俣町当局として、町の現状をどうとらえているのかということをはきちょうと押さえた上で条例や改正やなんかに対応していただきたいと思うんです。先ほど町長の提案理由の説明の中で、25条の町民税の500円の加算について、住民には負担をかけない方法を講じるということが言われているわけですが、これも議会から言われてやると、そういうことに目覚めたというのが実態ではないかと思うんです。だから、やはり今町民が原発被害にあってこういう苦しめられている、この東日本大震災の救済のための金が足りないから国が上げるんだというのは、被害者からにまで負担をかけるという、そういうことに安易に同意するような町当局の姿勢を改めてもらいたいと思うんです。議会から言われてそのことをやっと思えば、庁議にも何もこのことは出てなかったということで報告を受けたわけですが、本当に住民の立場に立った行政をやろうとするならば、こんなに精神的な負担を課せられている人たちに、更に500円の課税を加えるんだなどという発想が、何ら討議されないままに提案されるという、こういうことはやはりきちんと改めてもらう必要があると思うので、これはやはり長としての今後の職員に対する指導の姿勢を明確に出していただきたいと思うので、その点についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（新関善三君）　町長。

○町長（古川道郎君）　遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

今、質問にありましたような趣旨につきまして、確かに今回の議会の中でいろいろ議論していただきまして、このようなことの判断に立ったわけではありますが、言われるように、大変この原発の事故における影響は、町民全体の生活にしわ寄せを受けているわけですから、そういったことは、日ごろから我々もしっかりとこれは肝に銘じながら執務に当たっているところでございます。今回の税の改正につきましては、たばこも含め大きな地方税の改正があったわけですから。その中で個人の町民税に限り500円の増額というようなことでありますから、言われるとおり、今、復帰、除染の活動、そしてまた早く戻るということについての徹底した除染等も含めての進めるわけでありまして、けれども、しかし、その後においても、なかなか私は厳しい環境が続くだろうというものを持っております。質問にありますように、そういったことを肝に銘じながら、今後の町民生活に係わるいろんな事業、あるいはまた制度の改正等については、意をもって取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君）　ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議1件、その他1件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

したがって、発議1件、その他1件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程表を配付いたさせます。

配付漏れございませんか。(配付漏れなし)

それでは、追加日程第1，発議第20号「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束宣言の撤回を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 発議第20号、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束宣言の撤回を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年1月27日

提出者 川俣町議会議員 菅野正彦

賛成者 川俣町議会議員 黒沢敏雄

賛成者 川俣町議会議員 高橋道也

以上でございます。

○議長（新関善三君） 次に、提出者の説明を求めます。菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束宣言の撤回を求める意見書。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

政府と東京電力は、昨年12月16日、東京電力福島第一原子力発電所事故に関し、「原子炉は冷温停止状態に達し、事故は収束に至った」としてステップ2の完了を宣言した。

さらに収束宣言に伴い、本年4月1日に累積放射線量に応じた新たな避難区域の再

編を示す方針を明らかにした。

しかし、事故現場の現状は、①炉心溶融した燃料集合体が格納容器に漏れていると見られ、どの部分に溜まっているのかさえ確認できていない。②溶け落ちた燃料集合体が冷却されているかは温度の計測による予想判断であり、温度計は20度近くの誤差がある。③冷却装置は仮設のシステムであり、汚染水が溜まり続け、度々処理水が漏洩するなど安定した状態ではない。④4号機において、本年1月1日午後5時30分、使用済み燃料プールの冷却水が急激に減少し、再臨界の危機にさらされるなど、収束宣言とは程遠い状況であり、県民の不安・不信は頂点に達している。

真の収束宣言とは事故現場の現状を正しく判断し科学的根拠に基づいたデータにおいて対応することが極めて重要である。それには何よりも正確な情報を公開することである。

よって、国及び東京電力は、速やかに事故収束宣言を撤回し、収束宣言するに至った経緯及びその内容、今後の施策との関係等を分かりやすく住民に説明するとともに、一刻も早く真の収束に向けた取り組みに全力を挙げ、住民が安心して生活できる環境を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年1月27日

内閣総理大臣	野田佳彦様
文部科学大臣	平野博文様
経済産業大臣	枝野幸男様
原発事故の収束及び	
再発防止担当大臣	細野豪志様
東日本大震災復興対策担当	
内閣府特命担当大臣	平野達男様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第2，議員の派遣についてを上程いたします。
議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 議員の派遣について

平成24年1月27日

次のとおり議員を派遣する。

1. 東京電力福島第一原子力発電所視察研修

- (1) 目的 原子力発電所事故状況の視察研修
- (2) 派遣場所 福島双葉郡双葉町
- (3) 期間 閉会中、平成23年度末まで
- (4) 派遣議員 全議員

2. 予算・決算特別委員会調査研修

- (1) 目的 予算・決算特別委員会の目的・設置・運営方法等についての調査研修
- (2) 派遣場所 福島県鏡石町
- (3) 期間 次期定例会閉会まで
- (4) 派遣議員 全議員

以上でございます。

○議長（新関善三君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、参加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読のとおり参加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 以上で、本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

これをもって平成24年度第1回川俣町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後5時57分）

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

議案第 1 号 川俣町税条例の一部を改正する条例

発議第20号 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束宣言の撤回を求める意見書

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 佐 藤 喜 三 郎